

番号	対象局(団体)	監査種別	事項	措置区分	
				1	2
【施工】					
31	都庁建設局	工事	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
33	福祉保健局	工事	拒制作業の安全管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
40	建設局	工事	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
46	交通局	工事	ボリマーベータメントモルタルの品質管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
47	水道局	工事	アスファルト舗装の施工管理について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
51	下水道局	工事	アスファルト舗装(機械施工)の品質管理を適正に行うべきもの		◎
52	下水道局	工事	あと施工すべり断層補強工事の施工・品質管理を適切に行うべきもの		◎
55	教育庁	工事	開口部における落石防止対策について受注者を適切に指導・監督すべきもの		◎
【その他】					
1	オリエンティックホールディング株式会社(公益財団法人東京オリエンティックホールディング株式会社組織委員会)	29財授	F/A別の予算執行滞り等の把握による適切な予算管理について	◎	
11	生活文化局(公益財団法人東京生活文化局(公益財団法人東京生活文化局(文化財団))	30行政	利用者の視点に立ったサービスの検証について	◎	○
12	生活文化局(公益財団法人東京生活文化局(文化財団))	30行政	利用促進に向けた取組について	◎	○
13	京都府(公益財団法人東京府京都府文化財団)	30行政	利用促進に向けた取組について	◎	○
14	教育庁(公益財団法人東京府教育庁文化事業団)	30行政	利用促進に向けた取組について	◎	○
25	教育庁	1定例	給食会計事務を適切に行うべきもの	◎	○
26	教育庁	1定例	直接負担費等の事務処理手順を定めるべきもの	◎	○
30	水道局	1定例	社会福祉施設の新築計画に係る広報について	◎	○
34	福祉保健局	1工事	最低制限価格の算定を適正に行うべきもの	◎	○
36	中央卸売市場	1工事	汚水槽からの排出される汚泥の処理を適正に行うべきもの	◎	○
48	水道局	1工事	地元住民との調整を適切に行うべきもの	◎	○
53	下水道局	1工事	埋設管理業者との調整を適切に行うべきもの	◎	○
57	水道局	1工事	水道施設点検要領(案)の取扱いについて	◎	○
65	産業労働局(全国地方新聞社連合会)	1財授	事業実施に当たり、協定締結先を適切に算定すべきもの	◎	○

【平成29年財政援助団体等監査】

【意見・要望事項】

番号	対象局(団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
1	オリエンティックホールディング株式会社(公益財団法人東京オリエンティックホールディング株式会社組織委員会)	F/A別の予算執行滞り等の把握による適切な予算管理について	組織委員会は、東京2020大会の準備・運営を行うための団体であることから、公益法人としての年度ごとの予算・決算に加えて、監査日(平成29年10月30日)現在、生涯予算としてV1(パーソナル)の資金収支を計画している。ところで、組織委員会は、大会準備の進行管理のため、組織運営の内容を業務別に52のF/A(Functional Area)に区分し、F/A別の行程表に治を採用している。一方で、監査日(平成29年10月30日)現在、組織委員会は、平成28年度までのF/A別の予算執行滞り等の把握ができていなかった。このことについては、組織委員会は、平成28年度までは、予算執行が本格化していない大会開催前の段階であり、F/A別ではなく、事業個別・費目別で予算管理することが適切であったためとしている。平成29年度以降については、平成29年4月から財務予算システムが稼働したためF/A別の予算執行状況を把握・管理できており、平成28年度以前についても、全ての取引をF/A別に区分している途中であり、次のバージョンの生涯予算(V2)算定までのF/A別の生涯予算は、平成28年度までの予算執行状況を踏まえ、F/A別の予算執行滞り等の把握ができていない。また、平成29年度以降には、本格的に予算執行が行われるものの、広報、送付準備がある程度進捗しているF/Aもある。組織委員会は、速やかにF/A別の予算執行滞りを把握した上で、予算編成、予算執行、今後の執行見込みを提案した。平成29年度以降は、一連の予算管理を適切に行うことが望まれる。	平成29年12月にF/A別の予算執行滞り等の把握を開始し、予算執行滞り等の状況を把握・管理できるとともに、F/A別の予算編成、予算執行の後の予算管理と執行滞りの強化に努めている。【1-1】令和元年12月に生涯予算である「大会経費V4(パーソナル4)」を策定・公表した。これに対応するF/A別の生涯予算について、財務執行滞りや、後年度推計支出などの一連の予算管理を行っている。【1-2】過去の執行滞りも含め、F/A別の予算執行滞りを踏まえ、適切な予算編成及び予算執行管理を実施していく。【1-3】

[平成30年度例監査]

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
	措置区分			
2	中央卸売市場	自動火災報知設備等の点検結果への対応を行うべきもの	築地市場、食肉市場及び大田市場における建築物等の保全業務に係る契約において、次のとおり、自動火災報知設備等の点検不良等について速やかな対応を講じていない状況が是正された。築地市場は、委託契約により、自動火災報知設備等の点検を実施している。 この契約に基づく点検結果を確認したところ、監査日(平成30年1月15日)現在、次のとおり適切でない点検が認められた。 ① 感知器による警戒が行われなかった場所が17か所あった。遺作を行なった施設使用者に対して感知器を設置するよう指導するか、又は新たに感知器を設置すべきであるが、それを行っていない。 ② 感知器の点検を行っていない場所が18か所あった。修繕等の対応を講じていない場所が21か所あった。 これらの不良箇所は、前回の機器点検・総合点検において同様の点検結果であり、場所は、点検結果を協議して行っていない。 食肉市場は、委託契約及び消防設備等の点検を実施している。 自動火災報知設備及び消防設備等の点検結果報告書において「不良」と判定された設備について確認したところ、修繕等が行われていないものが認められた。 これらの設備のうち特に19か所は、平成27年6月又は8月に実施した機器点検においても「不良」と判定されているにもかかわらず、監査日現在、改善されていない状態が継続しており、適切でない。 大田市場は、委託契約により、自動火災報知設備等の点検を実施している。 この契約に基づく点検結果を確認したところ、場内の各店舗において、店舗使用者により防火戸の可動範囲内に荷物や棚等が置かれることで、防火戸の閉鎖障害が指摘された。監査日現在、多くの閉鎖障害があり、場内確認したところ、防火戸の範囲内に再び荷物、閉鎖障害が置かれるため、(次頁へ続く)	築地市場は、改善指示のあった箇所について、17か所の感知器の未搭載については、平成30年7月20日までで全ての感知器を設置した。 ② 18か所の感知器の点検については、平成30年1月19日までで全ての点検を完了した。 ③ 21か所の防火設備の不具合については、平成30年3月30日までで19か所の修繕を完了した。 なお、残りの防火シャッター区画変更については、建物構造物の防火区画変更により、平成30年度は消防点検より除外している。【1-1】 食肉市場は、改善指示のあった17か所の防火設備の不具合について令和2年3月30日まで修繕等を完了した。 【1-1】 築地市場は、点検結果の概要だけではなく、全体の状況把握が困難であったことから、平成30年度の点検委託から、個々の機器不具合情報をもとめて記載した「保守点検結果報告書(機器不具合一覧表)」を成果品として委託業者から新提案(平成29年12月)に基づき、点検業務を随時確認することとした。 設備課では、当該一覧表を用いて担当内での不具合の情報共有を確保し、定期的な担当者会議の中で対応策や実施状況を取り組むことを決定し、平成30年4月3日に案内通気、通信担当職員へ周知を図った。 【2-1、2-2】 食肉市場は、点検結果について活用が不十分であったことから、平成30年4月23日の報告会において設備課だけでなく、新たに管理課にも情報共有し、チェックリスト機能強化している。また、点検結果で機器点検による閉鎖障害を指摘された箇所については、平成30年4月30日に管理課、設備課担当で打ち合わせを行い、点検時の通知文に注意書きを記載した箇所について、さらに指導を行う。改善が確認されるまで巡回した。 【2-1、2-2】 大田市場は、平成30年3月13日に場内会議において点検結果及び改善措置を図るよう市場内業者を周知した。また、対応方針の改善を図るとともに、改善指導する方針に改める。(次頁へ続く)

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
2	中央卸売市場	自動火災報知設備等の点検結果への対応を行うべきもの	(前頁から) 発じしめようとしている。消防点検でも同様に対応を受けた対応方針を定め、従来どおりの口頭指導にとどめては、適切でない。 各場は、自動火災報知設備等の点検結果への対応を適切に行われた。各場事業部は、安全安心の観点から、現場の保全業務が適切になされるよう取組指導された。 【2-1、2-2】	(前頁から) 状況の確認のため平成30年5月24日、6月1日及び24日職員による巡回を実施し、その場で市場内業者による指導の結果を、市場関係者等に文書により周知していく。市場関係者による巡回指導を継続して実施していく旨を平成31年1月24日開催の場内関係者より通知を行った。事業部は、平成30年3月20日に実施した施設課全体会において、監視指導事項について、取組方針を決定し、各場に対して共有を図った。また、3月22日に実施した工事担当課長代理、維持管理担当者合同会議において、監視指導事項を共有することにより、新たな取組を徹底して行っている。【2-1、2-2】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
3	建設局	設置許可に当たり必要な審査を行うべきもの	東京都立公園条例(昭和31年東京都条例第107号、以下「条例」という。第6条では、事業者が、公園内の施設を設けようとするときの申請書の記載事項を定めている。しかしながら、西部公園緑地事務所が設置許可を行った5件について、条例で規定する「経理計画」の提出がないまま設置許可の決定を行っていることが認められた。また、設置許可の審査に当たっては、設置の目的であることと、公園利用の利便を図る施設であることを確認するために、販賣品目や営業日等を確認する必要がある。しかしながら、所が設置許可を行った4件について、これらの区分から重量の提出を受けていないが、許可を以て設置の目的に当たらないと判断した。所は、不明確な状況に当たっているが、所は、設置許可に当たり必要な審査を行うべきもの。	西部公園緑地事務所は、許可受者に対して個別指導や訪問を継続した結果、令和2年2月5日までには未提出であった全ての「経理計画」及び販売品目等を確保した。【1-1】 所は、申請者に対して経理計画等の書類の提出が必須であることを、必要書類及び口頭により周知することとし、必要書類の提出が完了することとした。また、更新が予定されている2件について、令和2年2月に書面上で行った。【2-1、2-2】

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
4	建設局	施設の経営状況の報告を確保するべきもの	東京都公園緑地事務所等委任規則の施行について(昭和47年6月29日付47建公第160号)では、施設の運営状況を確認し、公園の適切な管理に資するため、設置許可前年、前年に所へ報告しななければならないとされている。しかし、西部公園緑地事務所は、設置許可を行った全ての施設において、経営状況の報告を受けておらず、適切でない。施設の経営状況の報告を確認した。	西部公園緑地事務所は、許可受者に対する個別指導や訪問を継続した結果、令和2年2月12日までには、全ての施設を受け付けていない案件について、報告を受け、確認を終了した。【1-1】 また、施設の報告を毎年一度、所に対して行う必要があることについて、許可受者に書面及び口頭により周知徹底を確認することとした。全許可受者に対して、令和2年2月に書面上による周知を行った。【2-1、2-2】

〔令和元年定例監査〕

【指摘事項】

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			1	2		
15	生活文化局	青英資金に 係る滞納整 理事務を効 率的に行う べきもの	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	<p>私学部は、青英資金返還金に係る債権回収の方針について、高額案件及び訪問者ととともに、電話督促委託等の手段を組み合わせて対応するなどとして、100万円以上の案件を377件について見たところ、監査日(平成31年1月16日)現在、未時点滞納総額1分割納付が途絶えた時点で滞納総額の一払請求や新規分割納付計画提出等の交渉を行ったしていないもの、4件の破産手続終了の通知を受けていない案件について、債務整理の結果や弁済意思の確認等を行っていないもの、2件の定期的な督促状を送付するのみで、架電、訪問等による交渉を行っていないもの、2件の適時適切な滞納整理事務が行われていないことと認められた。部は、専門員の進捗管理・連絡の強化及び業務委託の有効活用により、滞納整理事務を効果的かつ効率的に行わなければならない。</p>	<p>効果的かつ効率的に滞納整理事務を進めたい。令和2年1月未取扱いの高額滞納案件について進捗管理を作成し、当該案件に関する十分な進捗管理や、監査と専門員との連携強化を可能とした。【1-1-1】専門員が取り扱う案件のうち、破産手続が終了し、かつ、効果が5年以内に見込まれるものについて、弁済意思の確認等を行うことと滞納整理を進めた。【2-1-1】専門員と打合せを行い、指摘内容を共有した上で、債権管理システム等を用いて債権管理事務の在り方について周知した。滞納整理事務の様々な手段を、架電、訪問、手紙等の様々な手段を適切に活用していくことを再確認した。【2-1-1】</p>
16	生活文化局	旅券の申請 受付・交付 業務委託の 契約の適切 な実施を 行うべき もの	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	<p>都民生活部は、旅券の申請・交付業務の交付部分について、「有楽町・池袋分室」及び「新宿本線・立川分室」における2件の委託契約を締結している。而る契約の適切について見たところ、業務内容が同様であるにもかかわらず、異なる契約内容を用いていることが認められた。これは、「有楽町・池袋分室」の契約の単価単価について、「新宿本線・立川分室」の契約の単価単価に5.0円を上乗せしていることについて、合理的な根拠が確認できない状況であり、適切でない。この結果、639万9千861円(監査事務局長試算)部は、旅券の申請受付・交付業務委託の積算を適切に行われた。</p>	<p>令和2年度度の契約では、指簿を踏まえ、令和1年度と同様に単価で積算を行うこと。【2-1-1】部内向けに、本監査結果を報告し、事業執行の際、積算等について確認するよう周知した。【2-1-1】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	措置区分		監査結果の要約	講じた措置の概要
			1	2		
17	病院経営本部	物流管理 業務委託に おける棚卸 の差異の把握 等を行う べきもの	1 ア イ ウ エ	2 ア イ ウ エ	<p>大病院等は、共同購入物品を含む診療材料等の物品を物流管理業務委託契約を締結し、「システム」として、納入業者からの購入物品の受け渡し及び物品の管理・棚卸等を行う。用度者側における棚卸状況を把握したところ、受託者は毎月1回程度棚卸を行い、「システム」に在庫している数量(以下「実在庫数」という)と実際に倉庫に保管されている数量(以下「実在庫数」という)を突き合わせている。受託者が平成31年3月に棚卸を行ったところ、システム在庫数と実在庫数に差異が生じている。差異が生じた品目名や数量について、病院は仕様書に報告の必要を明記しておいていないことから、受託者に報告を行わなかった。また、診療材料については年度末の仕様書の見直しを行うとともに、棚卸の差異を把握し、原因究明及び必要に応じて対策を講じらなければならない。システム推進部は、病院に知し、物流管理業務委託契約に係る仕様の見直し及び物品管理業務委託受託者への指導・監督を適切に行うよう指導された。</p>	<p>大病院等は、令和元年6月以降、物流管理業務委託業者が実施した棚卸結果を踏まえて用度担当者から收受し、当該業者と共同で検証の上、庶務課及び用度担当課長(代理)に状況報告を行っている。本業務委託に係る令和2年度の仕様書に、項目を記載した。【2-1-1】システム推進部は、病院に知し、令和2年度の準備契約を行う際に、仕様書に棚卸の結果報告に関する項目を追加するよう指導した。【2-1-1】</p>

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
20	港務局	1 2	経済性を考慮して契約を廃止する	<p>令和2年度の本管理委託の方法については、安全性・経済性を考慮した結果、2件の委託を合併し契約した。</p> <p>【1-エ】 令和元年10月10日に局内説明会を実施し、業務内容や契約期間が重複する案件の発注の際には、経済的な発注を十分検討する必要がある旨の周知を図った。</p> <p>【2-イ】</p>
			<p>東京港建設事務所は、新海面処分場の整備及び伊豆諸島の港務業務整備のために製作され、仮置きされているケーソン(注)の管理業務について、2件の契約を締結し、実施している。しかしながら、これらの2件の契約は、履行場所や業務内容が重複するほか、契約期間も重複しており、受注者との連絡先を各管理課にするなど工夫することが可能なものとなっている。そこで、2件の契約における業務内容を廃棄せずに同一の契約で実施した場合において試算したところ、一般管理費へ、3.5万円低減可能であった。所は、経済性を考慮して契約を廃止された。</p> <p>(注) 助波堤や岸壁等の基礎や本体として設置される中空の箱状のもので、船では、伊豆諸島及び八笠京港内で用いられているほか、東京港内の新海面処分場でも用いられている。</p>	

番号	対象局 (団体)	事項	監査結果の要約	講じた措置の概要
21	港務局	1 2	契約違約金等の債権管理を適正に行うべき	<p>知事は、東京都債権管理条例(平成20年東京都条例第25号)第4条により、適切かつ効率的な債権の回収等を行う必要があるとされ、債権管理業務を適正に行う必要があるとされている。</p> <p>また、都が作成する東京都債権管理条例(以下「条例」といふ)によれば、債権の適切な管理については、「債権の発生に始まり、債権の発生後及び債権の弁済等により、債権の消滅を適切に処理し、管理していくことを意図する」とされている。</p> <p>そこで、東京港建設事務所及び臨海開発部が行っている債権管理について調査したところ、債権者の状況についてもマニュアルでは、会社が終了するまで債権を回収できないことが明らかである債権については、納入義務を消滅させることができるとされているが、所及び部は、数年間の検討を行っておらず、債権の適切な管理を十分に行っていないこととなり適正でない。所及び部は、債権管理を適正に行わなければならない。</p> <p>また、総務部は、局内の債権管理業務について、東京都債権管理条例第14.3号、以下「規則」といふ)で定める債権管理業務としての役割を担っているが、発注されたことと規定の業務が十分に異なるとは認められない。総務部は、各部署の債権管理業務が適正に行われるよう、指導を図られた。</p> <p>総務部では、令和元年6月19日に各部署の担当者を集め、年1回決算時登記簿の取扱い、債権者の状況把握を行うことにより、債権管理業務を適正に進めるよう周知徹底した。</p> <p>【2-エ】 債権の消滅による不納欠損については、財務局と協議を行い、不納欠損処分の決定(東京港建設事務所：令和元年11月14日)及び会計処理(伊豆諸島建設事務所：令和元年11月6日、臨海開発部：令和元年12月9日)を行った。</p> <p>【1-エ】</p>

